

○松山市新庁舎整備検討審議会条例

令和 4 年 3 月 2 5 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 本市の新庁舎の整備に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市に松山市新庁舎整備検討審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、新庁舎の整備の基本構想及び基本計画について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 0 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 本市の区域内に居住し、又は通勤・通学をする者であって、市長が行う公募に応じたもの
- (3) 市長が必要と認める者

2 委員は、第 2 条の規定による答申を終えたときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(規則への委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が終了した日限り、その効力を失う。